

サービス契約者向け けんこうマイレージ利用規約

第1章 総則

第1条 規約の制定目的

NTT ドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。）は、サービス契約者が利用者に「けんこうマイレージサービス」（以下「本サービス」といいます。）を提供できるよう、当社がサービス契約者に利用契約で定める期間中、本サービスを利用する権利（以下「ライセンス」といいます。）を提供すること等に関し、「サービス契約者向け けんこうマイレージ利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。

第2条 本規約の範囲

本規約は、サービス契約者に対して提供するライセンス等に関する当社とサービス契約者との間の一切の關係に適用されます。申込者（第9条(申込みと承諾)で定めます。）及びサービス契約者が本規約の内容に同意されない場合、又はサービス契約者が当社による登録のために必要な情報を提供されない場合には、ライセンスの提供を受けることはできません。

第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

第4条 本規約の変更

当社は民法第548条の4（定型約款の変更）の規定に基づいて、本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容及びその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味
利用契約	当社からライセンスの提供等を受けるための本規約に基づく契約をいいます。
サービス契約者	本規約の内容に同意し、当社との間で利用契約を締結した者をいいます。
利用者	サービス契約者よりライセンスを付与され、当社との間でけんこうマイレージ利用規約を締結した者をいいます。
本サービスサイト	本サービスに関する情報を掲載した当社の Web サイト< https://support.ntt.com/kenko-mileage/ >（当該 URL 配下の Web サイト

	を含み、当社が当該 URL を変更した場合は、変更後の URL とします。)を いいます。なお、本規約において本サービスサイト上に定めることとしてい る条件については、本サービスサイト上の定め（本サービスサイト上の定め が変更された場合は変更後のものとします。）も、本規約の一部を構成し、 本規約の内容に含まれるものとします。
けんこうマイレージ 利用規約	当社が別途定め、利用者が遵守すべき「けんこうマイレージアプリ利用規 約」をいいます。

第6条 ライセンスの概要

サービス契約者は利用契約に基づき、当社からライセンスを購入することで、当社の代理人としてではなく自己の名をもって、利用者にライセンスを提供することが可能です。

2 サービス契約者が利用者にライセンスを提供する場合、当社が別途定めるサービス契約者と利用者との間で締結する利用者向け利用規約に対する同意を、利用者より取得する必要があります。ただし、サービス契約者は自らの裁量により、同利用規約と異なる内容を定めて利用者と合意することも可能です。これによりサービス契約者に損害が生じた場合であっても、当社はその責任を一切負いません。

3 利用者へのライセンスの提供後、利用者と当社との間でけんこうマイレージ利用規約を直接締結することで、利用者は当社より本サービスを利用する権利を許諾されます。

4 ライセンスに基づき、当社が利用者に直接提供する本サービスについて、当社は自らの裁量でその機能及び仕様を改定、変更できるものとします。当該改定等が重大であると当社が判断した場合、その旨を事前にサービス契約者に通知します。

第7条 引渡し

当社は、利用契約で定める利用期間の開始日までに、利用契約で合意したライセンス数を利用者に開放することで、サービス契約者に対しライセンスを引き渡したものとします。

第8条 本サービスの概要

利用契約を交わすことでサービス契約者は、本サービスの管理機能（以下「管理機能」といいます。）を利用することが可能です。管理機能を用いることで、サービス契約者が本サービス上で主体となって

提供する事業については、当社はその責任を負いません。なお、本サービス、管理機能及びサービス契約者へのライセンスの提供を総称し、「本サービス等」といいます。

2 管理機能の内容や仕様等は、本サービスサイト上に定める通りとします。

3 サービス契約者及び利用者が本サービスを利用するために必要となる対応端末を含むあらゆる機器、ソフトウェア等及び通信手段は、サービス契約者及び利用者の費用負担と責任において準備するものとします。

4 本サービスは、当社が本サービスサイト上で定める機種、OS 及びブラウザに限りご利用いただけます。ただし、機種・OS・ブラウザのバージョンによってはご利用いただけない機能があります。

5 本サービスの利用可能地域（以下「利用可能地域」といいます。）は日本国内とします。当社は利用可能地域以外での本サービスの利用について何ら保証するものではなく、利用可能地域以外で本サービスを利用したことによりサービス契約者又は利用者に損害が生じたとしても、一切責任を負いません。

第2章 契約

第9条 申込みと承諾

ライセンス及び管理機能の提供を希望する者（以下「申込者」といいます。）は、本規約の内容を熟読し、同意のうえ、当社所定のけんこうマイレージ申込書（以下「申込書」といいます。）に必要となる事項（当該申込者にかかる利用者の最大数（以下「利用 ID 数」といいます。）を含みますがその限りではありません。）を記載して当社に提出することにより、申込みを行うものとします。

2 当社が前項に定める申込みを承諾し、その申込手続が完了した旨を申込者に通知した時点で、申込者と当社との間において利用契約が成立します。

3 本条の定めは、サービス契約者が利用 ID 数の追加を申込む場合に準用するものとします。

第10条 契約者の地位の承継

法人の合併若しくは分割により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

第11条 変更の届出

サービス契約者は、氏名、名称、住所、電話番号その他の本規約に関する当社への届出内容に変更があった場合は、速やかに当社に届け出るものとします。なお、届出内容に変更があったにもかかわらず、当社に届出がない場合（届出後、当社においてその届出が真実か否かの確認を完了するまでの期間を含みます。）、本規約に定める当社からの通知については、当社がサービス契約者から届出を受けている連絡先への通知をもって有効に通知が行われたものとみなします。

2 前項の届出があった場合、当社は、その届出が真実か否かを確認するための書類の提示又は提出をサービス契約者に求める場合があり、サービス契約者はこれに速やかに応じるものとします。

第12条 権利の譲渡等

サービス契約者は、利用契約に基づき当社に対して有する権利又は当社に対して負う義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供することはできません。

第13条 利用契約の有効期間、及び利用契約の解約

利用契約の有効期間は、利用契約の成立日から1年間とします。ただし、利用契約の有効期間満了日の1か月前までにサービス契約者又は当社から解約の意思表示がない場合、利用契約は1年間、同一条件にて自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。

2 契約者は利用契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式に記入の上、当社に書面、メール、Web等により通知していただきます。

第14条 当社が行う利用契約の解約

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめサービス契約者にそのことを通知の上、利用契約を解約することがあります。

(1) 第16条(利用停止)の規定により本サービス等を停止されたサービス契約者が、なおその利用停止の原因となる事実を解消しないとき

(2) 当社が別に定める期日を経過してなお、サービス契約者が本サービス等の利用料又は手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき

(3) 第9条(申込みと承諾)に基づき当社に申し出た内容につき、虚偽の内容を記載したとき

(4) 本規約に反する行為を行った、又は行う恐れがあると当社が判断したとき

(5) 自ら又は暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者(総称して、以下「反社会的勢力」といいます。)を利用して、当社に対して詐欺、暴力的行為又は脅迫の言辞を用いたとき

(6) 当社に重大な危害又は損害を及ぼしたとき、又はその恐れがあると当社が判断したとき

(7) その他当社が不適切と合理的に判断する行為を行ったことが判明したとき

2 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、当社はあらかじめ通知をせずに、利用契約を解約することがあります。

(1) 緊急又はやむを得ないとき

(2) サービス契約者又はその役員が反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき

(3) サービス契約者が民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始若しくは破産申し立てをしたとき

(4) サービス契約者が手形交換所の取引停止処分若しくは資産差押、又は滞納処分を受けたとき

(5) サービス契約者が資本の減少、営業の廃止若しくは変更、又は解散の決議をしたとき

(6) 前各号に定めるほか、資産、信用及び支払能力等に重大な変更を生じ、又はその恐れがあると認められる相当の事由があるとき

3 第15条(提供中断)の規定により本サービス等を中断した場合において、当社がその提供中断の事由を解消し、本サービス等の提供を再開することが困難であると判断した場合、本サービス等の一部

若しくは全部を廃止、及び利用契約の一部若しくは全部を解約することがあります。なお、当社は本項の規定により、廃止や解約を行う場合は、あらかじめサービス契約者にその旨を通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合を除きます。

4 本条に基づく当社の行為によりサービス契約者に生じる損害について、当社は一切の責任を負いません。

第3章 利用中止等

第15条 提供中断

当社は、次の各号のいずれかに該当すると当社が判断したときは、利用者又はサービス契約者に対する本サービス等の一部又は全部の提供を中断し、又は本サービス上のデータの一部を削除する等の当社が適切と判断する措置を講じることがあります。

- (1) 天災地変等の不可抗力により本サービス等が提供できなくなったとき
- (2) 本サービス等に関する機器、設備等の保守、工事等を実施する必要があるとき
- (3) 本サービス等において使用する機器、設備等に故障、障害等が発生したとき
- (4) 災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要があるとき
- (5) 過度のアクセスの集中、不正アクセス、ウィルスの侵入、コンピュータネットワーク障害等により、当社が本サービス等の提供により当社又は第三者に不利益が生じる恐れがあると判断したとき
- (6) 行政や裁判所による勧告、命令、強制処分等に従うとき
- (7) その他当社の運用上又は技術上、本サービス等の全部又は一部の提供を中断する必要があるとき

2 当社は、前項に定めるほか、本サービス等の運用上必要な範囲において、本サービスの利用の制限等を行うことができるものとします。

第16条 利用停止

当社は利用者が本規約に反する行為を行ったときは、利用者又はサービス契約者に対する本サービス等の利用を停止することがあります。

第17条 利用の制限

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、利用者又はサービス契約者に対して本サービス等に係る通信の利用を中止する措置をとることがあります。

2 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、利用者又はサービス契約者に対して本サービス等の一部又は全部の利用を中止する措置をとることがあります。

3 第3章に定める措置を当社が利用者に実施した場合、その間当社はサービス契約者に対してもライセンスの提供を中断又は停止できるものとします。また、当社が第3章に定める各措置をとったことに

よりサービス契約者又は第三者に損害が生じた場合であっても、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

第4章 料金等

第18条 料金

ライセンス及び管理機能の提供を受けるにあたっての料金は、利用契約に定めるところによります。

2 サービス契約者及び利用者が本サービスを利用することに伴う通信料は、各自のご負担となります。

第19条 延滞利息

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなおサービス契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

第5章 個人情報の取扱い

第20条 サービス契約者の個人情報の取扱い

サービス契約者との利用契約の締結にあたり、当社がサービス契約者より取得する個人情報の取扱いについては、当社が定める「プライバシーポリシー」(<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) の定めによります。

第21条 利用者の個人情報の取扱い

本サービスを提供することで、当社が利用者から取得し、利用者本人の同意を基にサービス契約者へ提供する個人情報について、サービス契約者は利用契約の有効期間中に限り、また利用者に対して健康増進のための分析や施策を行う目的の範囲内に限り、これを参照及び取得することが可能です。利用者の個人情報を取得したサービス契約者は、個人情報の保護に関する法律、同法律についてのガイドライン等の内容を遵守した上で、利用者の個人情報を取扱うものとします。

第6章 雑則

第22条 責任の制限

当社は、ライセンス又は管理機能を提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因してサービス契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社がサービス契約者に対し賠償責任を負う場合において、ライセンスにかかる月額料金の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

3 当社の故意又は重大な過失によりライセンス又は管理機能を提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

第23条 免責

当社は本規約で特に定める場合を除き、サービス契約者にかかる損害を賠償しないものとし、サービス契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、サービス契約者は本サービス等の提供を受け、利用することにより第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用又はライセンス若しくは管理機能の提供によりサービス契約者又は参加者に生じる結果について、本サービス等の提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分又はその他の原因を問わず、責任も負わないものとします。

3 本規約に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

4 利用者による本サービスの登録にあたり、当社には同登録を承認するか否かについての裁量があります。利用ID数を超過した場合その他、それ以外の場合であっても、当社が、登録をすることが不適切とみなした場合には利用者登録を拒絶することができるものとします。

第24条 ライセンスの廃止及び変更

当社は自らの判断で、本サービス等の一部又は全部を変更又は廃止（以下「廃止等」といいます。）することがあります。廃止等する場合、当社は相当な期間において、その旨をサービス契約者に通知しますが、緊急若しくはやむを得ない場合、又は提携事業者の都合、その他の当社起因ではない事由により廃止等する場合を除きます。

2 前項の規定による本サービス等の一部又は全部の廃止があった場合、本サービス等の一部又は全部に係る利用契約は終了するものとします。

3 廃止等によるサービス契約者、利用者又は第三者への損害について、当社はその責任を負わないものとします。

4 廃止等により、サービス契約者又は利用者が本サービスを利用するための設備及び端末等を改造又は変更等する必要がある場合であっても、当社はその改造等に要する費用を負担しません。

第25条 サービス契約者の義務

サービス契約者は次のことを守っていただきます。

(1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと

(2) 本サービス等によりアクセス可能な当社又は第三者のデータの改ざん、消去等しないこと

- (3) 第三者になりすまして本サービス等を利用しないこと
- (4) 意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと
- (5) 当社の設備に無権限でアクセスし、その利用又は運営に支障を与えないこと
- (6) 管理機能を用い、投稿その他送信することについての適法な権利を有していること
- (7) 当社に対して著作権人格権を行使しないこと
- (8) 管理機能を用い、投稿その他送信されたデータが第三者の権利を侵害していないこと
- (9) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集しないこと
- (10) 申込みの際又はその後に当社に届け出た事項について変更が生じた場合、遅滞なくその旨を当社所定の方法により届け出ること
- (11) 法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと
- (12) 前各号に該当する恐れのある行為、又はこれに類する行為をしないこと

3 サービス契約者の本条に規定する義務違反によりサービス契約者又はその他の者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

4 契約者は、管理機能の利用にかかる ID 及びパスワード等（以下「ID 等」といいます。）を管理する責任を負うものとし、その内容をみだりに第三者に知らせてはならないものとします。当社は、ID 等の一致を確認した場合、当該 ID 等を保有する者として登録されたサービス契約者が管理機能を利用したものとみなします。

5 サービス契約者が前項の規定に違反して本サービス等にかかる当社の業務遂行又は当社の設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼす恐れがあると当社が判断した場合、当社は ID 等の変更その他必要な措置をとる場合があります。当該措置によりサービス契約者に発生する損害について、当社は責任を負わないものとします。

6 当社は、前項の規定により必要な措置をとる場合は、あらかじめ理由を添えてその旨をサービス契約者に通知します。ただし、緊急又はやむを得ない場合を除きます。

第26条 サービス契約者に対する通知

サービス契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 本サービスサイト上に掲載して行います。この場合、掲載された時をもってサービス契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (2) サービス契約者が申込みの際又はその後当社に届け出たサービス契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合、サービス契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもってサービス契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (3) サービス契約者が申込みの際又はその後当社に届け出たサービス契約者の住所宛に郵送して行います。この場合、郵便物がサービス契約者の住所に到達した時をもってサービス契約者に対する通知が完了したものとみなします。
- (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

第27条 当社の知的財産権

本サービス等の提供に関連して、当社がサービス契約者に貸与又は提示するソフトウェア等のプログラム（本規約、本サービスサイト等を含みます。以下この条において「プログラム等」といいます。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等一切の知的財産権は当社又は当社の指定する者に帰属します。また、本サービス等に対して、当社が掲示している商標、ロゴ等は、サービス契約者その他の第三者に対して、商標、ロゴ等を譲渡し、またその使用を許諾するものではありません。

2 契約者はプログラム等につき次の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービス等の利用目的以外に使用しないこと
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、逆コンパイル又は逆アセンブル等のリバースエンジニアリングを行わないこと
- (3) 営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと
- (4) 当社又は当社の指定する者が表示した知的財産権の表示を削除又は変更しないこと

3 本条の規定は利用契約の終了後も効力を有するものとします。

第28条 通信ログの取扱い

当社は、本サービス等の利用にかかる通信ログについて、課金・料金請求、本サービス等の維持・継続の業務の遂行のために必要かつ相当な目的の範囲内で利用する場合があります、サービス契約者はこれに同意するものとします。

第29条 第三者への委託

サービス契約者は、当社が本サービス等を提供するのに必要な範囲で、本サービス等の全部又は一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任及び監督について、当社は第22条（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

第30条 管轄裁判所

サービス契約者と当社との間で利用契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第31条 分離可能性

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効又は法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

第32条 準拠法

本規約の解釈及び適用に関する準拠法は日本法とします。

附則（令和 7 年 9 月 2 9 日 S W B ヘル 000400003103-01 号）
（実施期日）この規約は、令和 7 年 1 0 月 1 日から実施します。